EPAを利用する輸入者の皆様、 ご不明点やご相談は税関へ お気軽にお問合せください!

2022 年 1 月 RCEP 協定が発効して実に 20 もの協定が利用可能となりました。各協定ともそれぞれ内容が異なっており、実際の利用にあたってはご不明な点もあるかと思います。税関では、輸入者の皆様からのご相談にお答えしています。

また、勉強会への講師の派遣も行います。

詳しい相談方法等については、裏面に掲載して おります。



EPAに関するご相談は

門司税関 業務部 原産地調査官まで

TEL: 050-3530-8369

Mail: moji-gyomu@customs.go.jp





門司税関 Moji Customs

<原産地調査官への相談方法>

相談対象者	・EPA を利用した輸入をお考えの方 ・EPA を利用して輸入をされる方 等々
相談内容	≪EPA に関することについて具体的にご相談ください。≫ ・自己申告でRCEP協定を適用したい。原産品申告書はどのように記載すればいいか。 ・日EU協定のHS第○項の品目別規則の読み方を教えて欲しい。 ・団体の勉強会に講師派遣をお願いしたい。
相談方法	電子メールを利用して、次の1.~3.の事項を記載してお送りください。 1.連絡先(名前、会社名、電話番号等) 2.相談したい内容 3.講師派遣の場合は開催日時及び場所等(準備等が必要ですので、実施予定2か月以上前に連絡をお願い致します。) 送付先メールアドレス(誤送信に注意してください)
相談先	門司税関 業務部 原産地調査官 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎内 電話:050-3530-8369(平日の8:30~17:15) 簡易な内容であれば電話で相談頂いても構いません。

- ・本相談による結果は、輸入申告時の適用を保証するものではありません。
- ・輸入貨物の原産性に関することで確実な回答が必要な場合は「文書による事前教示」をお薦めさ せていただく場合もございます。
- ・講師派遣の場合は、山口県、福岡県(久留米市より南側の地域を除く)、佐賀県(唐津市、伊万 里市、東松浦郡及び西松浦郡に限る) 長崎県(対馬市、壱岐市)、大分県、宮崎県内に限られます。

詳しくはこちら!-

EPA税率が

設定されているか確認

日本は様々な国と EPA(経済連携協定等)を締結して います。輸入予定の貨物が利用する EPA の対象かを 確認します。

2

原産地規則を

満たすことを確認

EPA に定められている原産地規則を確認し、貨物が その EPA の原産地規則を満たすこと(=原産品であ ること)を確認します。

3

原産地手続を 税関に対して行うこと

EPA の原産品であることを証明した書類を、税関に 提出します。また、税関による事後確認が行われる場 合があります。



EPA (経済連携協定)の 利用に向けて ~原産地規則~ (YouTube | 税関チャンネル」)

お問合せ先は こちら

